明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金に係る差押禁止等に関する法律（二一）　一

本号で公布された法令のあらまし

◇令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金に係る差押禁止等に関する法律（法律第二一号）（厚生労働省）

1　令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金に係る差押禁止等

㈠　権利の差押え等の禁止

令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこととした。（第一項関係）

㈡　金銭の差押えの禁止

令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金として支給を受けた金銭は、差し押さえることができないこととした。（第二項関係）

㈢　定義

この法律において「令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金」とは、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に鑑み、令和二年度の一般会計補正予算（第３号）における新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を財源として支給される次に掲げる給付金をいうこととした。

⑴　都道府県、市（特別区を含む。）又は福祉事務所を設置する町村から支給される給付金で、低所得であるひとり親世帯への支援の観点から支給されるもの（第三項第一号関係）

⑵　⑴に掲げるもののほか、市町村（特別区を含む。）から支給される給付金で、低所得である子育て世帯への支援の観点から支給されるもの（第三項第二号関係）

2

㈠　施行期日等

経過措置

この法律は、この法律の施行前に支給を受け、又は支給を受けることとなった令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金についても適用することとした。ただし、この法律の施行前に生じた効力を妨げないこととした。（附則第二項関係）

㈡　施行期日

この法律は、公布の日から施行することとした。

法　律

令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金に係る差押禁止等に関する法律をここに公布する。

御名御璽

令和三年四月二十一日

内閣総理大臣　菅　義偉

法律第二十一号

令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金に係る差押禁止等に関する法律

1　令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

2　令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金として支給を受けた金銭は、差し押さえることができない。

3　この法律において「令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金」とは、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）及びそのまん延防止のための措置の影響に鑑み、令和二年度の一般会計補正予算（第３号）における新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を財源として支給される次に掲げる給付金をいう。

一　都道府県、市（特別区を含む。）又は福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。）を設置する町村から支給される給付金で、低所得であるひとり親世帯への支援の観点から支給されるもの

二　前号に掲げるもののほか、市町村（特別区を含む。）から支給される給付金で、低所得である子育て世帯への支援の観点から支給されるもの

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律は、この法律の施行前に支給を受け、又は支給を受けることとなった令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金についても適用する。ただし、この法律の施行前に生じた効力を妨げない。

法務大臣　上川　陽子
厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣　菅　義偉